

JASTPROコード(法人)及び税関発給コード(法人)から「法人番号」への切替について

- 平成29年10月(※)から、輸出入申告書等の輸出入者符号の欄には、JASTPROコード(法人)及び税関発給コード(法人)に代わって、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)における「法人番号」を記載(入力)していただく予定としております。
(※)平成29年10月に予定されているNACCSの更改に併せて、輸出入申告等に「法人番号」を記載していただくこととなります。
(参考)「法人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第2条第15項に規定する法人番号です。
- 現在、JASTPROコード(法人)及び税関発給コード(法人)を取得している方につきましては、事前に「法人番号」への切替処理を行うことにより、NACCSにおいて法人番号への自動変換が可能となりますので、平成29年10月以降も引き続き、当該コードを利用して輸出入申告等を行うことが可能となります。また、NACCSの各種サービス機能(法人名、住所等の英文自動補完、オンライン口座引落等)につきましても引き続き利用いただけます。
- 「法人番号」への切替に当たっては、取得されているコード(JASTPROコード(法人)又は税関発給コード(法人))により切替手順がそれぞれ異なります。

●JASTPROコード(法人)をお持ちの方

本年3月以降、JASTPROより、既存コードと法人番号との紐付け作業のため「法人番号」確認のご連絡を、順次書面にて行っていますので、必要な手続きをお願いいたします。
(詳細はJASTPROホームページ <http://www.jastpro.org/> をご確認ください。)

●税関発給コード(法人)をお持ちの方

税関において「法人番号」への切替処理を行います。

支店コードにつきましても、法人番号への切替に合わせて、支店コード情報の切替処理を行います。

特段必要な手続きはございませんが、切替処理にあたり、「法人番号」確認のご連絡をさせていただく場合があります。

※ なお、平成29年10月以降、税関では法人番号を有する者に対する税関発給コードに関する業務(新規発給、変更等)は行わないこととなりますので、登録内容(法人名、住所等)の変更が必要な場合には、JASTPROを通じて新規に登録手続きを行う必要があります。

お問合せ窓口

税関発給コードから法人番号への切替に関するお問合せ・ご相談は、以下の連絡先までお願いいたします。
なお、電子メールでの問合せ等は受付けておりませんのでご注意ください。

【担当部署】 東京税関 調査部 税関発給コード担当
【電話番号】 03-6204-0205 (受付時間 9:00~12:00 及び 13:00~17:00 土日・休日を除く)